



島根県報

平成19年11月 9 日 (金)
第 1,930 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	1
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	1
換地処分	(農 村 整 備 課)	2
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	2
道路の供用開始	(")	3

公 告

開発行為に関する工事の完了	(都 市 計 画 課)	4
---------------	---------------	---

正 誤

平成19年 8 月16日付け島根県報第1,905号中	(森 林 整 備 課)	4
平成 7 年11月24日付け島根県報第706号中	(道 路 維 持 課)	4
平成 8 年 6 月 7 日付け島根県報第759号中	(")	5
平成19年 7 月 3 日付け島根県報第1,893号中	(")	6
平成19年 8 月31日付け島根県報第1,910号中	(")	6
平成19年10月12日付け島根県報第1,922号中	(")	6

告 示

島根県告示第906号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成19年11月 9 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
スイング薬局 高岡店	出雲市高岡町54番地	平成19年 7 月 4 日
なおえ駅前薬局	簸川郡斐川町上直江982 - 1	平成19年 7 月 4 日
はまやま薬局	出雲市松寄下町1092 - 18	平成19年 7 月 4 日
ほくよう薬局	出雲市武志町836番地10	平成19年 7 月 4 日
スイング 大田薬局	大田市大田町大田イ202番地 9	平成19年 7 月 4 日
スイング 平田薬局	出雲市西平田町50番地	平成19年 7 月 4 日
スイング おき薬局	隠岐郡隠岐の島町城北町353番地 2	平成19年 7 月 4 日

島根県告示第907号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成19年11月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
スイング薬局 高岡店	出雲市高岡町54番地	平成19年7月3日
なおえ駅前薬局	簸川郡斐川町上直江982 - 1	平成19年7月3日
はまやま薬局	出雲市松寄下町1092 - 18	平成19年7月3日
ほくよう薬局	出雲市武志町836番地10	平成19年7月3日
スイング 大田薬局	大田市大田町大田イ202番地9	平成19年7月3日
スイング 平田薬局	出雲市西平田町50番地	平成19年7月3日
スイング おき薬局	隠岐郡隠岐の島町城北町353番地2	平成19年7月3日

島根県告示第908号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成19年10月29日付けで県営土地改良事業に係る鹿足（津和野）地区市尾工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成19年11月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第909号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年11月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員		
一般国道	485号	松江市野原町535番2地先から同町399番8地先まで	前 A	メートル 8.00 ~ 17.00	メートル 257.00	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消
		松江市野原町534番2地先から同町399番8地先まで	後 B	21.00 ~ 56.00	219.00	
"	"	松江市上本庄町1573番1地先から同市野原町535番3地先まで	前 A	6.50 ~ 21.00	2,234.00	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		松江市上本庄町1949番1地先から同市野原町	前 B	26.00 ~ 89.00	2,178.00	

		534番2地先まで	後 B	26.00~ 89.00	2,178.00	松江県土整備事務所	ダブルウェイ解消
県 道	松江鹿島美保関線	松江市殿町198番地先から同町152番地先まで	前	29.00	16.41		道路改良工事
			後	29.16~ 29.21	16.41		拡幅
"	本庄福富松江線	松江市米子町49番1地先から同町47番地先まで	前	29.00~ 52.00	17.00	道路付帯施設整備	
			後	31.40~ 52.00	17.00	拡幅	
"	"	松江市母衣町81番地先から同町81番1地先まで	前	29.00~ 37.00	11.50	道路付帯施設整備	
			後	39.60~ 48.00	11.50	拡幅	
"	湖陵掛合線	雲南市掛合町松笠1813番1地先から同地先まで	前	12.00~ 22.00	145.00	雲南県土整備事務所	一部減幅
			後	12.00~ 22.00	145.00		事業用地と交換
"	久利静間線	大田市静間町1933番5地先から同町1932番3地先まで	前	6.50~ 20.50	37.00	県央県土整備事務所大田事業所	災害防除工事
			後	6.50~ 30.00	37.00		拡幅
"	大田佐田線	大田市山口町山口1399番6地先から同地先まで	前	5.00~ 14.50	123.00	災害防除工事	
			後	5.00~ 17.50	123.00		拡幅
"	黒沢安城浜田線	浜田市三階町1551番2地先から同市河内町1686番1地先まで	前 A	4.00~ 15.75	4,847.00	浜田県土整備事務所	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダム建設に伴う付替工事 ダブルウェイ
			A	4.00~ 15.75	4,847.00		
		後 B	10.00~ 155.00	2,614.00			

島根県告示第910号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年11月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	松江鹿島美保関線	松江市美保関町片江1381番1地先から同1374番1地先まで	メートル 145.00	平成19年 11月9日	松江県土整備事務所	
"	"	松江市美保関町七類31番5地先から同304番5地先まで	10.00	平成19年 11月9日		
"	久利静間線	大田市静間町1933番5地先から同町1932番3地先まで	37.00	平成19年 11月9日	県央県土整備事務所大田事業所	
"	大田佐田線	大田市山口町山口1399番6地先から同地先まで	123.00	平成19年 11月9日		
"	匹見左鐙線	鹿足郡津和野町左鐙字ウハコセ1918番2地先から同地先まで	35.00	平成19年 11月9日	益田県土整備事務所津和野土木事業所	

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年11月9日

島根県知事 溝口善兵衛

1 開発区域

江津市和木町524番1、532番7、532番15、532番16、532番18、532番20、532番21、1137番1、1137番13、1137番16
江津市和木町524番、532番14、532番19、532番23の一部

面積 4,420.23平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島県広島市中区紙屋町2丁目1番18号

株式会社デオデオ

代表取締役 友則 和寿

正 誤

平成19年8月16日付け島根県報第1,905号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
1	下から6	字石富	字石富

平成7年11月24日付け島根県報第706号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

四	ページ
第九百十七号の表中	箇所

出雲市稗原町三三三六八番
一地从先から同町二二〇七番六地先まで

誤

出雲市稗原町二二二七番
四地从先から同町二二〇七番六地先まで

正

平成 8 年 6 月 7 日付け島根県報第759号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

九	ページ
第四百二十四号の表中	箇所

出雲市稗原町三三三六八番
一地从先から同町四六一九番一三地从先まで

誤

出雲市稗原町二二二七番
四地从先から同町四六一九番一三地从先まで

正

平成19年7月3日付け島根県報第1,893号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇 所	誤	正
3	島根県告示第559号 の表中	メートル 19.00～ 69.00	メートル 19.00～ 45.00
		9.00～ 32.00	9.00～ 32.00
		5.00～ 7.00	5.00～ 7.00
		19.00～ 69.00	19.00～ 45.00

平成19年8月31日付け島根県報第1,910号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇 所	誤	正
3	島根県告示第718号 の表中	松江市八束町波入432 番1地先から同市大海 崎町501番1地先まで	松江市八束町入江432 番1地先から同市大海 崎町501番1地先まで

平成19年10月12日付け島根県報第1,922号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇 所	誤	正
3	島根県告示第815号 の表中	出雲市稗原町3368番1 地先から同町2107番6 地先まで	出雲市稗原町2127番4 地先から同町2107番6 地先まで